

# 石川県公報

平成 30 年 6 月 26 日 (火曜日)

号 外

(第 57 号)

## 目 次

規 則	
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	1

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号総括表中

「 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 」	を	「 年 月 日生 」
「 1 交通 2 労災 3 その他の事故 4 戦傷 5 戦災 6 疾病 7 先天性 8 その他 ( ) 」	を	「 1 交通 2 労災 3 その他の事故 4 戦傷 5 戦災 6 自然災害 7 疾病 8 先天性 9 その他 ( ) 」

改め、同表注文中「両眼失明」を「両眼視力障害」と、「角膜混濁」を「緑内障」と改め、同表注記視覚障害の状態及び所見を次のように改める。

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2)  $( \text{①と②のうち大きい方} \times 3 + \text{①と②のうち小さい方} ) / 4 = \text{ } \text{度}$

または  
自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数  $\text{ } \text{点}$

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③  $\text{ } \text{点 (} \geq 26\text{dB)}$

左 ④  $\text{ } \text{点 (} \geq 26\text{dB)}$

両眼中心視野視認点数  $( \text{③と④のうち大きい方} \times 3 + \text{③と④のうち小さい方} ) / 4 = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視  
野  
コ  
ピ  
ー  
貼  
付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

